官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁二〇）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
令和六年度会計検査院共済組合の決算、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会懲戒処分、地方公務員共済組合連合会関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　四一
会社その他
会社決算公告　四五

その他告示

○海上保安庁告示第二十号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年八月六日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　瀬戸埼南西方浮魚礁施設ＡＩＳ信号所

位置　所在地　市江埼灯台（和歌山県西牟婁郡白浜町）の西南西方約三〇キロメートル（瀬戸埼南西方浮魚礁施設）

北緯　三三―三〇―一六
東経　一三五―〇五―一七

変更した事項　一時欠射中のところ復旧

変更年月日　令和六年十一月十五日

名称　大分港レゾナックシーバース灯

位置　所在地　大分県大分港（大分港鶴崎西防波堤灯台の西北西方約五四〇メートル）

北緯　三三―一六―五〇
東経　一三一―四〇―一六

変更した事項

名称　大分港クラサスシーバース灯

記事
一　附属施設
㈠　副灯二個
イ　灯質　モールス符号白光　毎一二秒に一（・・―）
ロ　光度　実効光度七二カンデラ
ハ　光達距離　四・五海里
ニ　高さ　平均水面上から灯火まで九・二メートル
ホ　設置場所　本灯の東方約一九〇メートル及び西方約二〇メートル
㈡　レーダー反射器
二　クラサスケミカル株式会社管理

変更年月日　令和七年一月一日

名称　開発局白老高砂沖人工リーフＢ灯標

位置　所在地　白老港島防波堤灯台（北海道白老港）の北東方約四・四キロメートル

北緯　四二―三二―二一
東経　一四一―二一―〇六

変更した事項　一時頭標脱落中のところ復旧

変更年月日　令和七年三月四日

名称　開発局花咲港東外防波堤立標

位置　所在地　北海道花咲港（東外防波堤外端）

北緯　四三―一六―〇六
東経　一四五―三五―〇一

変更した事項　一時消灯中のところ復旧

変更年月日　令和七年三月四日

名称　境港第一号灯浮標

位置　所在地　境港第二区（境港防波堤灯台の東方約八七〇メートル）

北緯　三五―三三―〇五
東経　一三三―一六―五四

変更した事項　消灯

変更年月日　令和七年三月五日

記事　一時変更

名称　東上泊港東防波堤灯台

位置　所在地　北海道礼文郡礼文町（東上泊港東防波堤外端）

北緯　四五―二四―五七
東経　一四一―〇三―五〇

変更した事項　単せん赤光　毎四秒に一せん光

変更年月日　令和七年三月六日

記事　一時撤去中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　大崎鼻三叟碆照射灯

位置　所在地　愛媛県西予市（大崎鼻灯台）

北緯　三三―一九―一二
東経　一三二―二二―二三

変更した事項　光度　七、六〇〇、〇〇〇カンデラ

変更年月日　令和七年三月六日

名称　東予港燧沖第一号立標

位置　所在地　西条港導灯（前灯）（愛媛県西条市）の北北東方約五・〇キロメートル

北緯　三三―五八―二〇
東経　一三三―一一―四〇

変更した事項　一時頭標脱落中のところ復旧

変更年月日　令和七年三月六日

名称　伊万里港ウー瀬灯浮標

位置　所在地　伊万里港（ウートー鼻の北北西方約一・五キロメートル）

北緯　三三―一九―二九
東経　一二九―四九―一七

変更した事項　実効光度四〇カンデラ

変更年月日　令和七年三月六日

名称　境港第一号灯浮標

位置　所在地　境港第二区（境港防波堤灯台の東方約八七〇メートル）

北緯　三五―三三―〇五
東経　一三三―一六―五四

変更した事項　この灯浮標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。

変更年月日　令和七年三月六日

記事　一時変更